

告示

埼玉県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	埼玉県ライフサービス株式会社坂戸営業所
所在地	坂戸市伊豆の山町二二―一七
サービスの種類	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
廃止年月日	令和四年八月三十一日